岡山市監査委員 様

岡山市長 大森雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について(通知)

令和5年1,2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方 自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査の指摘事項の改善措置状況(令和5年1,2月実施分)

### 環境施設課

#### 指摘事項

#### 1 収入事務について

令和4年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、事業系ごみ処理手数料において420万円余(収納率14.6%)認められました。

今後とも、この解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないよう要望します。

## 2 支出事務について

電線使用料の支出が遅延している事例が認められましたので、今後、同様の事例が発生しないよう、 適正な事務処理を行ってください。

#### 改善措置状況

1 令和4年度滞納繰越分は指導により分納が進められ、令和5年3月31日現在で、A業者、B 業者及びC業者の収入未済額は407万円余(収納率17.3%)となっています。A業者及び B業者については、引き続き指導、催促を行い、A業者については令和5年度から分割納付額を 増額した分割納付誓約書を徴し、早期解消に努めます。なお、両業者については新たな収入未済 が生じないよう、現年分についてはごみ搬入時に現金で納付させています。

また、C業者については、収入及びその見込みがなく、財産調査を行ったところ、弁済できる 資産もないことが判明し、さらに債権金額が取立てに要する費用に満たないと認められるため、 今後、岡山市債権管理条例第10条第3号に基づく徴収停止の手続を進めます。

2 事実発生後から会計課の指定したルール通り専用の送達簿に支払期日を付箋等に明示し、会計 課への提出期限に十分間に合うよう余裕をもって会計課へ送達するとともに、自課でも審査完了 及び支払確認を行うこととして再発防止に努めます。

## 令和4年度事業系ごみ処理手数料(滞納繰越分)の収支状況(R4.11.30現在)

	調定額 (円)	収入済額(円)	収入未済額(円)	収納率
A業者	3,542,680	245,000	3,297,680	6.9%
B業者	362,330	35,000	327,330	9.7%
C業者	579,800	0	579,800	0%
D業者	439,800	439,800	0	100%
計	4,924,610	719,800	4,204,810	14.6%

# 令和4年度事業系ごみ処理手数料(滞納繰越分)の収支状況(R5.3.31現在)

	調定額 (円)	収入済額(円)	収入未済額(円)	収納率
A業者	3,542,680	350,000	3,192,680	9.9%
B業者	362,330	60,000	302,330	16.6%
C業者	579,800	0	579,800	0%
D業者	439,800	439,800	0	100%
計	4,924,610	849,800	4,074,810	17.3%